

## 「こども家庭庁発足」「こども基本法の施行」に対する声明 —すべての子どもの権利が保障されるために—

2023年4月3日

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2023年4月1日、第208回国会にて可決され成立したこども家庭庁設置法、及びあらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定めたこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足しました。日本においては1994年の子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）批准以来、これまで国内で条約に対応した包括的な基本法、および子どもの権利擁護に対する横断的な行政機関はありませんでした。こども家庭庁はその任務として「こどもの権利利益の擁護（第3条）」を明記し、こども基本法は「児童の権利に関する条約の精神にのっとり（第1条）」と規定し、かつ子ども施策の基本理念として「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される（第3条）」ことをうたっています。したがってセーブ・ザ・チルドレンは、こども家庭庁の発足とこども基本法の施行を歓迎し、この新しい取り組みが子どもの権利が保障され、子どもの声が聴かれ、活かされるための第一歩となることを期待し、今後のより一層の子ども施策の充実を求めます。

これまでセーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利が保障される社会の実現を目指して、子どもの声を制度・政策に反映できる仕組みの必要性を訴えてきました。こども家庭庁とこども基本法では、こどもの意見表明機会・参画の確保、意見の尊重、その最善の利益を優先して考慮すること（こども基本法第3条及びこども家庭庁設置法第3条）が基本であると明記されており、また、同基本法第11条では、「こども施策の策定、実施、評価にあたって、こどもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことを、国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。このことに関連して本国会（第211回）においては、小倉こども政策担当大臣から今後こども関連政策について、当事者である1万人の「子ども」や「若者」の声を聴き、その意見を反映させることが述べられ、参加する子ども・若者の登録などの取り組みがすでに始まっています。さらに同基本法第15条では、子どもと子どもの意見を受け止める側の大人の両方に対し、子どもの権利を周知・啓発することの重要性についても明記されており、附帯決議で求められているように、今後はこども基本法や子どもの権利の認知度を測りながら啓発を強化することになります。

今後は、こども家庭庁が旗振り役となり、全国の自治体で、子どもの声が聴かれるための子どもの権利を基盤とした制度構築や、環境整備が進められていくことが必要です。そのために、以下4点が、早急かつ具体的に議論・実行されることを要請します。

- 1. 意義ある子ども参加の仕組みづくりをすべての自治体へ：**子どもの意見表明を一過性で終わらせず、子どもと大人の双方に意義あるものとして継続的に社会に根付かせるためには、脆弱な立場に置かれ、声をあげにくい子どもを含め、あらゆる子どもが安心して意見を表明しやすくするための工夫や聴く側の大人のスキル強化、「情報提供→意見形成→意見表明→フィードバック」といった一連のプロセス構築など、検討・実行すべきことは多岐にわたります。2023年3月に公開された「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」にも、これらの内容が盛り込まれており、国における子ども参加の仕組みにそれらの調査結果がしっかりと反映されることが求められます。さらに、こども基本法第11条に基づき、地方自治体においても意義ある子ども参加がなされるように、草の根で子どもたちとともに活動する民間団体との連携を図ることや、国からの財政面・人材面の支援

が重要となります。地方自治体が子どもの最善の利益を優先し、子どもが安全に参加できる場をつくれるよう、国は子どもの権利条約一般的意見 12 号で示されている「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための段階的措置」、および「9 つの基本的要件」などの国際規準に基づくガイドラインを早急に示す必要があると考えます。一般的意見 12 号を基に分かりやすく、かつ実践で使いやすく作成されたセーブ・ザ・チルドレンの「子ども参加のための 9 つの基本的要件（2021 年）」も、役立つ指針です<sup>1</sup>。

2. **あらゆる場での意見表明を当たり前**：子どもの意見表明権は国政や地方行政に対するものだけに限りません。家庭や学校をはじめとするあらゆる場で、子どもの意見に耳を傾け、その意見を受け止め尊重することが求められます。そのために、子ども自身が自らを権利の主体として認識できるよう子どもの権利教育を実施するほか、保護者や教職員、その他子どもと関わるあらゆる大人が子どもの権利を理解し、子どもに向き合えるよう、啓発活動を行うことが不可欠です。
3. **十分な予算の確保**：子ども参加の実施を含め、子どもの政策の推進および子どもの権利保障のためには、これまで国会で盛んに議論がされている少子化対策や保護者・養育者を対象とした子育て支援のみではなく、子どもを対象とした子どもを取り巻く課題（教育、子どもの貧困、子ども虐待・体罰など）の解決のための予算の拡充と財源の確保が急務です。すべての子どもたちを対象とした普遍的な子ども・子育て支援に加え、子どもの貧困や虐待など、社会の中で取り残されがち<sup>2</sup>な、特に脆弱性の高い子どもたちを対象にした施策の展開が早急に求められており、そのための財源が十分に確保されることを強く望みます。
4. **子どもの権利が包括的に保障されることも大綱の策定**：こども基本法第 9 条に基づき、政府は 2023 年秋ごろまでに、こども施策を総合的に推進するためのこども施策に関する基本的な方針や重要事項をまとめた「こども大綱」を定めるとしています。子どもの権利条約が対象とするすべての分野を包含する包括的な子ども施策の策定は、国連子どもの権利委員会からも勧告されており、これまで各省庁で取り組まれていた子ども施策の寄せ集めではなく、子どもを権利の主体とし、すべての子どもの権利を保障し、こども基本法の理念を実現していくためのこども大綱が作られることを期待します。なお、こども大綱の策定および策定後の施策実施状況の評価にあたっては、当事者である子どもたちの声を学校や児童館、その他関係機関、民間団体などと連携し、大規模に聴いていくことが望まれます。

セーブ・ザ・チルドレンは、こども基本法の施行とこども家庭庁の発足を機に、子どもに関わるあらゆる施策が子どもの権利条約に則ったものになり、子どもの権利を保障する社会への歩みが着実に進むことを期待します。また、誰ひとり取り残されることなく、社会の隅々であらゆる子どもの声が聴かれ、十分に尊重され、かつその声が社会の中で反映されることを、引き続き求めていきます。

---

<sup>1</sup> 「子ども参加のための 9 つの基本的要件 意味のある、倫理的な子どもの参加のために」（セーブ・ザ・チルドレン、2021 年）  
<https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/nine-basic-requirements-Japanese.pdf>

<sup>2</sup> 障害がある、ヤングケアラー、虐待・体罰等を受けている、社会的養護下で育つ、貧困下、実質ひとり親世帯、海外にルーツがある、在住外国人、無国籍・無戸籍、災害の影響を受けた子どもなど